

第298回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年3月11日(月) 14:00~15:30
2. 通知年月日 令和6年2月24日(金)
3. 公示年月日 令和6年2月28日(木)
4. 開催場所 長崎市尾上町3番1号
県庁 3階 321会議室
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、村田委員、岡部委員、
菊地委員、松尾委員、小林委員、浅川委員、岡村委員、
山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 古原事務局長、村瀬事務局次長、吉川係長、
本多書記、原書記
(長崎県) 漁業調整班 本田参事、藤田主任主事
資源管理班 伊藤技師

6. 議題

第1号議案 「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第2号議案 「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」

第3号議案 「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」

その他

- (1) 漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用方針の変更について
- (2) 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) 令和6管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の変更について

7. 議事

(開会)

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第298回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。なお、本日3月11日は東日本大震災発生から13年目となることから、本委員会中の午後2時46分になりましたら会議を一時中断し、皆様ご起立のうえ1分間の黙とうをお願いいたしますのでよろしくお願ひします。

会長

それではまず初めに、吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より

報告願います。

事務局

本日は、野田委員、中澤委員がご欠席でございます。定員15名中13名のご出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は議案説明のため漁業振興課漁業調整班、本田参事、藤田主任主事、資源管理班伊藤技師が出席しておりますのでご報告します。

会長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、「松尾委員」と「岡村委員」にお願いいたします。

会長

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○ 第1号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

○ 第2号議案

「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」

○ 第3号議案

「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び別紙1-2第4のべつに定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」

○ その他

(1) 漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用方針の変更について

(2) 令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について

(3) 令和6管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の変更についてとなっております。

委員皆様の円滑な議事進行にご協力賜りますようお願いいたします。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元の資料5ページをお開き願います。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料6ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)からご説明申し上げます。

漁業振興課（漁業調整班）	〔 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について説明 ○ もじゃこすくい網漁業 ○ 小型いかつり漁業 〕
会長	ただいま説明が終わりましたので、ご審議願います。何かご意見、ご質問等はありませんか。
松下委員	資料7ページの必要と認める書類の⑦のところですが、「3キロワットを超える安定器として使用できないように」と表現すべきところのタイプミスだと思います。今後のためにも修正しておいてほしいと思います。
漁業振興課	ご指摘のとおり「使用できないように」です。申し訳ありません。
会長	他、ありませんか。
全委員	（意見等なし）
会長	ないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ありませんか。
全委員	（異議なし）
会長	ご異議ないようですので第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。
会長	続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	第2号議案について、お手元の資料の10ページをお開き願います。 （諮問文朗読） また、お手元の資料11ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者から説明いたします。
漁業振興課（資源管理班）	〔 ○ 令和6年漁期（4～3月）のくろまぐろ、するめいかの当初配分量 について説明 〕
会長	ただいま、説明がありましたけども、ご審議願います。ご質問等ありませんか。
岡部委員	先ず最初に一点目、現行水準に落ち着くまでの県としての取り組み状況を

教えてください。

会 長

まぐろですか？

岡部委員

するめいかだけです。まぐろは第3号議案にもなってるので。

漁業振興課

現行水準に落ち着くまでというのが、数量明示の管理になるまでにどういった管理をするかというご質問でお間違いないでしょうか。

岡部委員

もう一回質問します。長崎県のこれまでの過去の実績2,000トン、これは2020年の1回ぐらいなんですけど、約1,000トン前後の水揚げがあって、これに対して北海道の配分枠2,400トン、北海道は4,000トンぐらいの実績も有りながら2,400トンというところなんですけど、その中で全国でも上位クラスにある。ただ大臣許可等を入れていけば8割のところにいるので現行水準の対象になるんですけど、ただ現行水準の対象だからとしてこのまま国から指定された現行水準なのか、県の中でしっかり検討した結果、現行水準になったのかどちらになるのかということを確認したいです。

漁業振興課

資料の20ページに記載してございますけれども、令和6管理年度するめいか TAC 配分というところで、日本全体に占める TAC 大臣管理漁業と県管理漁業のそれぞれの配分案が示されてございます。現行水準の管理というのが、基本シェアの先ほどご説明させていただいたんですけれども日本全体の漁獲量に占める長崎県の漁獲量の割合というもので算出されておりました、このシェアを積み上げていって漁獲の上位8割に占めるところまでがおよそ8割までが数量明示として管理されることとなっております。長崎県の漁獲量は実績として多いんですけれども上位8割には含まれないということで、知事管理分でも北海道が数量管理となっているのみで長崎県を含む他県が現行水準の管理ということになっております。

岡部委員

それではサバにおいては山口県が8割に入らない中で数量制限を県の希望で数量配分になってますけど、するめいかにはそれは対象にならないという解釈でいいでしょうか。

漁業振興課

数量明示になるか現行水準の管理をするかっていうところは、先ほど説明した上位の8割までのラインのギリギリのところにいる県は現行水準で管理をするか数量明示になるかというところでパッと分かれるわけではなくて、どちらになりますかと国から照会があると言いますか選択する余地がございます。数量明示区分になると、数量によって管理というものを行なう必要があるんですけれども追加配分を国の留保枠を取ってあるんですけれども、そこから受けることができますので、余裕を持った数量管理ということが可能になります。先ほど岡部委員からご指摘のあったサバの山口県なんですけれども、数量明示で管理しているというところでは、数量の追加配分を受けられるというところから現行水準ではなく数量明示で管理するという風に手を挙げていると考えます。

岡部委員

その中で、私たちの県におけるするめいかが、平成20年の2,000トン、

昨年もこの時期のこの時に私は、するめについての現行水準は果たして本当にそれでいいのかということは意見したと思います。ただし昨年については、現行水準で目安数量1,800トンという目安数量がある中での現行水準。今年度については、令和6年度については、780トンという目安数量の現行水準。言葉は現行水準ですけど去年の40%ぐらいの数量しか目安配分になってない。先ず一つ目が現行水準になったときこの780トンというのが表面に出てくる県が情報として知りうるタイミングはどこになるのでしょうか。

漁業振興課

お答えします。私がTAC意見交換会に出席したわけではないので確証なくここでお答えするのは申し訳ないのですが、資料が16ページ、17ページでございます。こちらがするめいかのTAC意見交換会で今年配分された数量となっております。県の方として正式に数量を提示されたのはこのTAC意見交換会の資料が最初になると認識しております。

岡部委員

これからの魚種が増えていく中で現行水準というのが増えてくると思っております。その中で、現行水準で管理していくべきなのか長崎県として管理していくべきなのか、数量配分として管理していくべきなのか、これをもう漁業振興課のみの判断でいくものなのか、業界のどこかと協議して判断していくものなのか、もう実際には海区調整委員会に諮問するときには全て固まってからの最後の報告、こういう形になりますという報告になりますので、ここで変わるというのはないんですね。ですので、やはり数量配分を受けるべきなのかどうなのか、今年のするめいかで言ったら留保枠が50,000トンあるので実際に780トンという目安量を受ける現行水準よりは、逆に数量配分で800トンであってでも数量配分ですらやっていった方が、やはり多くの定置を抱えている県ですので、ひとつの定置にだけ入るのではなくて、入るときにはどの定置にも入る、入らないときには全く入らないという動きになると思っておりますので、やはり3~4年前に2,000トンという漁獲実績もある魚種だけにですね。ただし今回も留保が50,000トンあるので全体の79,000トンを超えることはないのでは現行水準と言いつつ昨年のイワシみたいに9,000トンの数量明示が22,000トンになってでもそこまで強く抑制をかけることはできなかったもので、そこら辺について最後に質問しますが、今年仮に1,000トンを超えるするめの入漁があった場合、県としてはそこをどう対応する予定に考えているのでしょうか。

漁業振興課

お答えします。今年目安となっている数量は、資料の16ページに書いてありますとおり、786トン。対して直近の実績の方がこの目安数量より多い実績となっていることが確かです。この目安数量による管理というのは採捕停止命令などがかからない管理の方法にはなっておりますので、この786トンという目安数量を超えてただちに操業の回避をするような指導などが入るといことは起きないんですけども、漁期が始まって以降漁獲数量を毎月のTAC報告をいただいていると思うんですけどもそちらの方を確認しながら積み上がり状況等鑑みて、積み上がりレベルでということは状況をみながらにはなりますけども、786トンより遙かに漁獲が超えそうな状況ということになりましたら、業界や国と協議しながらどういった管理をしていくかというところを検討していくという進め方になると考えています。

岡部委員

今のところ、これまでの数年については漁獲実績が低いので漁を抑制したという動きはなかったと思ってます。その中ですので、実際に一昨年まいわしが現行水準で漁を控えるようにと文書を出したところまでなんですけど、昨年も実際には9,000トンが22,000トンまでなったんですけど、22,000トンになるまで全く何も抑制してなかったかと言ったら実際には抑制をしてた。一番心配なのはするめも定置という漁法、それとまき網に対する混獲で入漁する部分と積みあがる可能性がある中で果たして長崎県としてどちらがいいのか、そしてこれまでがなかったので実際には現行水準で国から8割には満たないので現行水準ですという通知が来たときにもそのままスムーズに受け付けてしまってると思うんです。そこら辺は定置協あたりとしっかりと情報を共有しながら近年有川の定置なんかするめの入漁が少なくて苦労してる状況ではあるんですけど、またいつどう動くかわからないので意見交換をした上で、現場にも理解してもらった上で現行水準に持って行くべきだと考えます。以上です。

事務局長

今の岡部委員のご指摘の部分ですけれども、するめいかについてはすけれども、果たして現行水準がいいのか数量明示がいいのかという点については我々もしっかり漁獲の動向、変動、幅、振れ幅等々を勘案しながら、しっかり意見交換をしながら、当然数量明示にもデメリットもあります。現行水準のメリットもあるということになりますので、そういったものを勘案しながら丁寧に判断していきたい、今後、先ほど他の魚種も増えるという中で丁寧な対応をしていきたいと思っております。

五島委員

目安数量って、もし大幅に超えてしまったときは国の方から何か指示があるんですか。

漁業振興課

お答えいたします。今回、国の留保枠というのがかなり50,200トンととられてございます。その留保枠というのは、急激な積み上がり、来遊があった時に対処する、その中で消化するためにとっての枠でもございます。国が県の漁獲量をどうやって把握しているかと言いますと、毎月翌月10日にいただいているTAC報告というものが県から国の方に渡りましてタイムラグはあるんですけども国は把握していることになります。長崎県が目安数量から漁獲量が目安数量の4倍5倍に獲れてますよということはTAC報告が2カ月のタイムラグをもってですけども国の方に届いて積み上がり状況をみながら国の留保枠、積みあがってきた時に消化できる枠というものを残り数量を鑑みながらこれだと国全体のTACを超えてしまいそうだよということになれば国から長崎県に指導が来るようなことが想定されます。

五島委員

現行水準については数量管理じゃなくて漁獲努力量管理という考え方であれば数量が非常に超えた場合は長崎県が漁獲量を控えなさい、例えば船を減らしなさいということがあるかもしれないけど、今のところはあくまで目安数量管理なんだから、これは数量を超えても余裕があるからってことなんであえて山口県がなんでまさばで数量明示か意味がわからないんですけど、本来漁獲努力量管理と言われてるんだから。変な言い方かもしれないが獲れる時は仕方ないですよ。いったん入網してしまったものを逃がせなんて

言えないんだから、県は漁獲努力量で管理してますって言った方がいいんじゃないかと。

事務局長

色々先ほど申し上げたのは、メリット、デメリットが当然あるものですから、留保の量にもよりますので、例えば先ほど岡部委員から昨年度のまいわしはかなり厳しい状況で、実は目安数量を倍ぐらい超えていて気付いた時にはそういった対応をいたしました。国からもかなり言われたというのがありました。そこはもう時々状況を総合的に鑑みて全てが現行水準がいいか、あるいは先ほど言ったようにメリットとしては国から留保を受けられるメリットもありますので業界の意見を聞きながらやるのが一番丁寧なやり方なのかと思っています。

会長

他、ございませんか。

他、ご意見ないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、原案どおり設定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会長

ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、原案どおり設定することに差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案についてお手元の資料の25ページをお開き願います。諮問文が来ておりますので朗読をさせていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料26ページからが関連する資料となっておりますが、県担当者の方からご説明をいたします。あと2分ほどで黙とうの時間になりますので、ここで一旦休憩をして黙とう時間になりましたら私の方から合図をさせていただきますのでご起立お願いしたいと思います。

会長

一旦ここで休憩に入りたいと思います。

(14:26 1分間の黙とう)

会長

休憩前に引き続きましてお願いします。

漁業振興課(資源管理班)

・県資源管理方針別紙1-1、1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の令和6管理年度の管理内容について、配分方法や漁獲枠内先取方式(通称オリンピック方式)の実施などについて説明。

会長	ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。 ご質問ご意見等ございませんか。
全委員	(意見等無し)
会長	ご意見もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答してよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
会長	ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」については、原案どおり変更することに差し支えない旨、回答することに決定いたしました。
	<p>続きまして、その他の件にうつります。</p> <p>(1)「漁業法第32条第2項の規定に基づき長崎県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用方針の変更について」ご報告を願います。</p>
漁業振興課	[・運用方針の変更点について、新旧対照表をもとに説明。]
会長	なにかご意見等ございませんか。
全委員	(意見等なし)
会長	ないようですので続きまして、(2)「令和5管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について」ご報告願います。
漁業振興課	・令和5管理年度のまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について報告
会長	本件に対して、何かご意見ご質問ございませんか。
岡部委員	一点だけ。今日の報告の内容については何らないんですけど、TACの中で、ここ2ないし3年の中で、対馬系群の中で私たちの長崎県知事許可漁業が最もこのTACによる混乱が起きている。あと系群の中では大臣許可漁業のまき網漁業も若干まいわしの実績等のないことによる配分が合わないということもあってますけども、他県と比較した中で私たちのこの長崎県が最も苦しんでる混乱してる実態だと思ってます。ここをしっかりと業界と打ち合わせをしっかりとやって国に対する申し込みの仕方を何らかのことを考えていかないとTACが取り決めたくない施策になってしまってる。そこはなんとかお願いしたいところですので漁業振興課としても積極的に取り組んでください。要望

です。

事務局長

ただ今の岡部委員からのご要望承りました。TAC 管理ですが、非常に難しい面がありまして、漁業者の方から意識を高めていくというのが大事でして、特に漁獲報告の部分ではしっかり業界としても、県としても数量を管理しているという姿勢を関係県、あるいは国に示すことが重要だと思います。実はそのために今日は参事監、企画監が現場に入って色々と話を漁業者と直接膝を付き合わせて話をしているところですので、今後の TAC に新しく対象種になっていくことに対しても丁寧な対応をしていきたいと思えます。

会長

他、ございませんか。

ないようですので、続きまして(3)「令和6管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の変更について」ご報告願います。

漁業振興課

・令和6管理年度のまいわしの知事管理漁獲可能量の変更について
報告

会長

本件について、ご意見等ご質問等ございませんか。

全委員

(異議なし)

会長

ないようですので、他に、この件とは別に委員の方から何かございませんか。

吉本委員

よろしいでしょうか。すみません、会議終わりで皆さん早く帰りたいたるところでしょうけど、委員の皆様方からお知恵をお借りしたいということでご相談というかご質問もあるんですけども、今日始まる前に以前話があった大村湾でなまこ漁について解禁日があって、期間内で漁協で調整しながら漁の日にちが決まっている。ただし漁協ごとの期間が違うので、統一された期間にするべきじゃないのかという議論があると改めて聞きました。今日冒頭天草不知火の会議が行われたという話もあって、以前も私がお話をした有明海の中で何が起きているのか、以前も申しましたが遊漁船であったり、漁業者と調整がなかなかできない。何でだろうかと言ったときに、統一されたルールは存在しない。佐賀、福岡、熊本の調整規則ではこれは遊漁者ではやっては駄目なんだよというのがあって、長崎県にはそれが無い。であれば、その県の方々が長崎県に来るとやっていいんだというような考え方で、例えば投光機をつけたすくい漁であったり、そういうのが大っぴらにやられてる。そこについてうちの漁業者であったり私たちの海区の組合員さんの漁業者の皆さんから非常に不満が漏れててどこに対してどうやれば4県が統一したルールができるのか、そういった席を設けてそこを促進していくためにはどうした方法がいいのか、ここには学識の皆さんもいらっしゃいます。漁協の運営をあずかっている立場の方もいらっしゃいます。漁協の主力となる担当者もいる中で私は思いつく限りのことはお願いをして声掛けをしてるんだけど進まないんです。であれば長崎県の古原課長いらっしゃいますが、何回もお願いをしますが、今、有明海で何が起きているか、こういうことが起きている、更

に諫早湾干拓に関連する話なのかどうなのかわかりませんが、今、有明海再生について3県が要望を出して、そこにまた長崎県が追随してないんですけども、いずれ、各漁協を回られたということなんで長崎県からも声明があるかと要望を伝えるんでしょうけども、こういった4県が統一して色んなお願い事であったり、現状を報告する機会というのは絶好の好機だという風に私は考えています。それを成し遂げるためにはやはりこういったやり方だとかこういった席が作れますよとか、こういったやり方が必要ですとか、どうか皆様のお知恵をお借りしたい。私たちが連名で要望書を提出してこれを調整規則として認めてもらえませんかというような形でやればそれで済むものなのかどうか。どうも県の方と話をしているとパブリックコメントを求められたり、色んな時間がかかりますと言われます。時間がかかってはいけないんです。他の3県ではもうルールができてるんです。長崎県だけができていない。こういった現状がある中でうちの海域だけ野放図になってしまってる。先日長崎県から令和6年度指針について各漁港を回って来たかと思えます。意見を伺いたいと、ほとんどの方々が意見なしできたかと思えます。私は評価に値しないと書きました。それは4県で協力してやっていくという文言が4県で協力も何も統一されたルールがない中で協力できないじゃないですか。ここに私は漁政課の方が後日来ました。ここについて変更かけた方がいいのでしょうか。ともかく私の考えはそこなんです。評価に値しないんだという文言を書き添えて提出をしました。どうか皆さんちょっと私に知恵を貸していただけないでしょうか。特に熊本県と協議をされてる天草不知火の委員の方々、こういった話をしてこういったルールを作ったりしてるのか、そういったところまでちょっとアドバイスをいただけるとありがたいので大変貴重なお時間ですけども少しお話を聞いていただきたいなと思えます。どうかよろしくお願ひします。

会 長 事務局から天草不知火会のできた経緯と調整をこういったことをやってますというのを簡単に説明できますか。

岡部委員 会長、たぶん、これは今の事務局ではわからないのではないかと。

会 長 わからないですか。私もなったばかりでよくわからないですが、簡単にお願ひします。

岡部委員 天草と長崎との入会の漁場に熊本県が人工魚礁を作ってそこに網漁禁止区域というのを設定したんです。一方的にそれをやったものだからそこで実際にそこに操業しに行った船が熊本の取締船に捕まるということが起きて、それを長崎側は「そういうことはこっちは何も了解してない」と色々なって当時の茂木漁協の組合長だった山元さん辺りが一生懸命になっていただいて、当時県は濱口さんが課長だったんですけど、九州漁場調整事務所に幾度となく熊本に長崎の関係者が出向いてそこですり合わせをやって、長崎県と熊本県そして網漁業と釣り漁業というどちらかと言うと難しいすり合わせだったんですけどなんかそこで折り合いがついて、熊本が設定した部分を外す。そしてその内に2つ設定してたんですけど、1つは約8カ月ぐらいの休漁期間、1つは周年の休漁期間ということで、利用はしない。ただしそこに流れ着いたからと言って捕まえるとかの積極的な熊本の動きはなくなりました。そういうのがちょうど30年ぐらい前になりますかね。その後、協定文の最

後にお互いに1年交代で行ったり来たりしながら協議を続けましょうというのがあって、途中であまりにも何もないからということで1年ごとの協議ももう少し間隔を空けていいんじゃないという声もあったんですけど、せっかく先輩方が難しい調整してくれたんでということで1年に1回交互に行き来しながら協議の場、委員も入れ替わっていきますので協議の場は計画しましょうということで今に至っています。まずうまくいっている珍しいパターンだと九調の方からも評価されています。

会 長

ということで今年も何年もお互いトラブルというのはあっていない。委員さん方も顔見知りにしとけば何かあった時にも調整をしやすいだろうということで隔年交代でやっています。

吉本委員

冒頭、大村の話をしたのは、同じ県内域で同じ海水域を有するから非常に決め事がスムーズにいくであろうと安易に予想がつくじゃないですか。今、県を超えた話をして私たちはそこに熊本県だけじゃなくて佐賀、福岡もあるので、学識の先生方がどう考えられるかご意見を少し聞きたいなと思います。例えばどういったことをされたらいかがですか。古原事務局長についてもどういった経緯で進めたらいいのか、ぜんぜん一向に動かない、私は今年度入ったすぐにも同じようなことを言ったと思います。中澤委員からも今日はお休みですが、プレジャーボートとサワラ曳きですか、その問題を言われたじゃないですか。遊漁船と共生することに何ら異論をとらえているわけではありません。ちゃんとしたルールがあればいいだけの話だということです。お聞かせいただけませんか。学識の先生方に。

松下委員

学識というのはよくわかっていないですけども、今伺ったお話を自分なりに解釈して意見を言わせていただくと、漁業だけの話じゃなくて他の利用者の方との調整になりますので、なかなか今言われたような天草不知火との調整とも話が違ってくると思います。例えば長崎県の中でも海面利用協議会と言って遊漁関係の方達と漁業者の方と会議は別にやるんですね。そういうところを上手く使って、よその海面利用協議会とも話をするっていうのが上手くいきそうだなあと思いました。

吉本委員

他3県がちゃんとしたルールがあるのに長崎県だけルールがない。海面利用協議会を利用するのは知ってます。この話をして存在は知ってます。何が話されているか、実際に何が行われているか一斉知らない。でも不満があるというのは県の方も皆さんご存じだと思うんですが、国の機関である九州漁業調整事務所にも強く強くお願いをしてるんですけども、何も変わらない。何も変わらないということは私たちはそういうことはできないんだろなという気持ちも若干あるんです。

松下委員

実は私は最近まで海面利用協議会にいさせていただいていたんですけども、そこでお話されるのは県内の海面の話だけなんですね。吉本委員が仰ったような他県の話というのはなかなか議題に挙がってこなかった。そこをまずは知っていただくということが必要だと思います。そこには水産庁の関係の代表者の方も来られてますのでそこから訴えを挙げていただいて。

会 長

実は私も協議会の会長をしたことがあるんですけども、ちょうど吉本委員さんご存じのように島原地区に三か所ほど魚礁を作ってますよね。昔は漁業者の振興策ということで遊漁者を一時的に排他してたんですけども、ある時期から遊漁者を排他することができないということで遊漁者がどんどんどんどん入って来ました。漁業者は操船が上手ですので釣りあげながらでもそれを操船する。遊漁船は未熟な人が多いから釣るのに一生懸命で漁船が釣ってもぶつかりそうになってでも釣り上げるのが一生懸命でどうにかならないということで、当時話をしたんですけども、その代表で来られる遊漁船の団体をその時、長崎地区はですね。島原は、1か所新みなと会という大きなところがあるんですけど、それに所属してない団体、個人が昔はいっぱいあったんです。いくつも団体があったんですけど、ほとんどがそれ以外の人は全く所属していないんです。だから遊漁船の団体に入ってない人もかなりいるようですので小型船舶の検査をする時に全部受けなきゃいけないから、3年に1回かな、何年に1回？5年ぐらいですかね。調整委員会の指示が出たときでも配ってもらうとか1つの手だろうし。かと言って島原は、熊本方面からの遊漁船の団体がけっこう多いというような状況ですので、話し合いの場はなかったのかなということ。

吉本委員

少なからず遊漁船とのトラブルはこの海域でも起こってるはずなんです。大村湾だって西彼地区だって、橘湾だって遊漁船のトラブルがトラブルというか色々なことがあるので。そして私も最近知ったんです。佐賀と福岡と熊本県の調整規則によって遊漁船の方はこれはダメなんだよっていうルールがあるということを知ったんです。長崎県をみるとその辺には触れていない。ということは長崎県に来るとこれはできるんだというようなつもりで来てらっしゃるのではないかと夜間操業についても何にしても。私が求めるのは、今、資源管理というのがこの委員会でも非常に諮問をされて求められる中で、遊漁船については漁獲の報告の義務すらないじゃないですか。それをもってして資源がどうのこうのっていう話は言語道断であろうと。統一されたルールができて統一された規則の中で統一した義務を果たしていく。そういったことを行なわれればちゃんとした資源量を測ることができるだろうし、何よりも遊漁船でもここまでは大丈夫よというのが可能となる。漁業者にだって若干にやりにくいことが出てくるかもしれないけど、そこについては漁業者と遊漁船の共生はルール作りがないと絶対に進まないと私は考えるものだから、どうかしてこのルールを新年度が始まるので、何か変えていかないといけない。それを持ってして資源管理は語るべきだと思ってるので。古原課長どうお考えですか。

事務局長

ただ今、吉本委員のご発言のところを少し丁寧にご説明させていただくと、先ず各県漁業調整規則で遊漁者の漁具の制限というのがありまして、本県は遊漁者が使っている漁具にたも網というのがございます。今熊本と福岡のお話がありましたけども例えば熊本ですと、火光、火の光ですが、火光を利用するたも網は駄目ですよという規定になっています。福岡も照明を利用するのは駄目となっております。佐賀は調整規則上曖昧なんですけども、集魚灯は駄目、ガザミの場合ですと、サーチライトは集魚行為に当たらないので佐賀は微妙なんですけども、各県の調整規則によって規定が異なる。我々実は吉本委員の方から話を伺う中で、平成13年ぐらいまで有明海域の連合海

区漁業調整委員会というのがございましてそれが実は廃止になってその後協議会という組織がございます。事務局が九州漁業調整事務所になりますけども、1月29日にガザミの会議で福岡に行った際にそういったものを開催してもらえないかと吉本委員と一緒にお願いしてきた。あとは何ができるかという、我々は実態をガザミたもすくいの実態、遊漁の実態を把握できていないものですからまずは漁業の実態を把握、水産試験場でやっております、それに加えて、新年度になりましたら、そういった時期になるとそういった漁船はサーチライトを点けますのでそういったものを調査をし、あるいはたもすくいをしている本県の漁業者の方々に直接お会いしてをどんなトラブルかどこでどのような形でやっているか本県の実態の把握をした上で少し対策を検討させていただければと思っております。以上です。

岡部委員 ちょっといいですか。今の説明の中で熊本・福岡・佐賀は言ったんですけど、実際長崎のたもについて、特に集魚について、ライトのところについて、私たち長崎県はどう書いてあるのか、それともう1つ今の話だと吉本委員、たもすくいが元々トラブルになってるんですか。

吉本委員 たもすくいも1つですけど、山外委員も言いますけど、釣りでもトラブルがあつてるとい話が出ています。非常に多い。色んな業種であつてると思います。

事務局長 岡部委員のご質問ですけども、本県の漁業調整規則では、遊漁者が使っている業種にたも網があります。がざみの場合集魚灯じゃなくてサーチライトで照らすもんですから探索のためのサーチライト。ガザミを集めるわけではない。そこは遊漁者も制限をされないと。一方、集魚行為として使うのであればすくい網という概念ですくい網漁業になりますので、本県の場合はサーチライトを使ったたもすくいはOKで、他県は熊本・福岡は駄目、佐賀は集魚灯、解釈がはっきりしないんですけども。

岡部委員 2県は駄目、サーチライトも駄目。うちはサーチライトはOK？

事務局長 集魚ではなく探索だけです。実は他県にそういった制限をした経緯を聞いてみたんです。担当の本多から説明させます。

漁業振興課 今回の説明の補足をさせていただきたいんですが、本件の調整規則の中で先ず事務局長の方から遊漁者の規定、たも網の規定を説明させていただきましたが、遊漁者については火光の利用とかは特段、制限がかかっていない状態が1つ。漁業については集魚灯を使うものはすくい網という形になります。しかしながらサーチライトで海面を照らして探索をしながらすくうのはすくい網に当たらないというところで漁業ではあるけど許可がいらぬということになります。今、吉本委員が仰ったように有明海4県の漁業調整規則が統一的じゃないということで担当者会議も何回も行なわれておりますので各県の担当に照会をしているところです。やっぱり当時の経緯を知る担当者の方がいらっしやらないというところで、即答はいただけないところで、今から調べてもらおうというところです。

小林委員	<p>ひとついいですか。漁業者の立場から意見を言わせてもらいます。私は小型底引きをしています。県から許可をもらって、そのルールの中で操業してるじゃないですか。今、吉本委員が言う通り遊漁者がやりっ放しで何でも釣り放題、すくい放題、遊漁者自体に県から何らかの制限を掛けられないんですか。</p>
事務局長	<p>もし何か検討するのであれば調整委員会指示、これは関係者に広く掛けられますので、遊漁者とか遊漁船、プレジャーボートにも掛けられます。ただ一方的に言い方が不適切かもしれませんけども遊漁者のみを排他するような掛け方はなかなか難しいので規制をする時には妥当性、規制をする妥当性、あるいは手続きの公平性とか透明性、あとは実行性を担保しなくちゃいけないので、先ずは、先ほども答弁しましたとおり、実態をきっちり把握したいと思っています。そういった中で何ができるのかでないと、そこは手続を丁寧に妥当性なりを検討しないとなかなか国の方からも色々意見があったりともありますので、しっかり進めていくのは進めていくんですけどもそこをしっかりとやる必要があると考えています。</p>
小林委員	<p>吉本さんが言う通り、漁業者は規制というか、許可の範囲内で漁してるのに、これを野放しにしたら漁業者は制限されて遊漁者の方は、言えば漁法じゃないですか。漁法の何らかの制限措置が今後は必要かと思いません。</p>
吉本委員	<p>熊本は駄目で長崎県はいいよ。取られたい放題なんですよ。はっきり言って取られ放題が続いているんですよ。よその県から。夜間操業ができないような船外機船だったりそれが来てるんです。私の漁協の目の前まで。それを止めることすらできない。ルールすら調整規則すらできない、私はそんな長崎県だけじゃない、よそが作ってるのであればそこに沿ったようなルール、十分な理由になるじゃないですか。柵がついてるわけじゃないんですよ、海に。するっと入って来れるんですよ。長崎県だけがこんな厳しい規則を作ったというんじゃないんです。よそではもうすでにあるんです。よそではルールに沿って統一してそれにしましょうというのは、どこがハードルが高いのかぜんぜん訳がわかりません。一歩も転ばないから私は皆さんにお知恵をお貸してくださいと、私たちが例えば要望書を作り上げて知事宛てに出すことが必要なのかどうかすらわからないんです。私の個人的な、私の預かる海域の問題事で皆さんのお時間をいただきましたが、皆さんのお知恵をお借りしたいという思いがあったものだから、もし了解していただけるのであればまた次回お会いした時にこうしたらどうかというような話をいただくとありがたいです。会長すみませんでした。</p>
会長	<p>事務局その辺についてより検討を深くして欲しいと思います。どういう対応ができるかを含めて次回までにそれまでにできれば。どこまでどういう対応をしますよとか。それぐらいはできますかね。</p> <p>他、何かございませんか。</p>
全委員	<p>(特になし)</p>

会 長

ないようですので、これを持ちまして第298回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

<閉会：15：30>